

日本臨床肛門病学会 定款

前文

肛門病は罹患者が多く、かつ、その診療に専門性が求められるため、肛門の診療科としての歴史は長い。明治時代には「肛門病科」として診療が行われていたが、1940年3月に有志の肛門医が集まり設立された日本直腸肛門学会の活動により1942年に大臣の許可により標榜できる「肛門科」として公に認められ、1950年の医療法の施行令の改正の際に標榜科目として「こう門科」として正式に認められるに至った。

その後、一般外科の中の小領域として取り扱われてきた肛門診療を全国の各地に存在する肛門専門病医院や肛門専門のセンターなどが中心となり、欧米の医学を取り入れつつ専門性を有する肛門診療に築き上げ、日本直腸肛門学会を母体として発展した日本大腸肛門病学会の1989年から始まった専門医制度によって、益々、その専門性を高めてきた。

しかし、その流れに逆行するように2006年の医療法の改正により、2008年4月1日以降、医療機関は「こう門科」を診療科名として広告することが認められなくなり、現在は広告可能である内科や外科と組み合わせることで、かろうじて「肛門外科」、「肛門内科」、「大腸・肛門外科」として存続している状況である。

更に2018年からの専門医制度において、肛門科領域の専門医は認められておらず、肛門診療の専門性も認められない状況となりつつある。

以上の、肛門科という標榜科目が無くなり、かつ肛門診療の専門性も認められない状況に危機感を持ち、そして一般外科から専門性を持ち発展してきた肛門診療の歴史を逆行させてはならないという使命感から、日本臨床肛門病学会は2016年4月に設立された。

本学会は、高度の専門性を有する肛門診療の重要性に鑑み、肛門領域に特化した単一の学会として、肛門治療の技能の向上を図るべく客観的かつ実践的な技能認定医制度を導入し、高度の技術を有する肛門病治療医を育成することによって、国民が全国で良質な肛門治療をあまねく受けられることを確保し、もって国民の健康と福祉の向上に貢献することを設立理念とするものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本臨床肛門病学会と称し、英文では、The Japan Association of Clinical Proctology (略称：JACP) と表記する。

(事務所及び事務局の設置)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

- 2 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 4 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、肛門病学の臨床的・基礎的研究並びに肛門疾患の予防、治療の進歩、発展に寄与するとともに、高度の技術を有する肛門病治療医を育成し、国民が全国で良質な肛門治療をあまねく受けられることを確保することによって、国民の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 機関誌その他の出版物の刊行
- 3) 技能認定制度に関する事業
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び評議員

(本会の構成員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- 2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した個人または団体
- 3) 名誉会員 退任した理事（解任された者を除く）及び本会に特に貢献した者の中から別に定めるところにより推挙された個人
- 4) 特別会員 退任した評議員のうち常任理事会の推薦に基づき理事会による承認を得た個人

2 本会に、評議員を置く。

3 評議員の定数は、正会員の7%程度とする。

4 評議員は選出する年の12月31日の時点において満70歳未満の正会員の中から選出し、評議員を選出するために必要な事項は細則に定める。

5 評議員の任期は、満70歳に達した後の最初の12月31日までとする。ただし、評議員の任期満了時点において、理事である者については、理事の在職期間中に限り、評議員の地位を失わない。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出することにより、入会の申込みを行うものとする。

2 名誉会員の推挙は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

(会費等)

第7条 正会員及び賛助会員は、本会の活動に必要な経費を、会費として、別に細則に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員及び特別会員は、会費を納めることを要しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会の事務局に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
 - 2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - 3) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該評議員会の日々の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条のほか、会員は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 会費の納入が継続して2年なされなかったとき
- 2) 当該会員が死亡または会員である団体が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- 理 事 3名以上15名以内
 - 監 事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち若干名を常任理事とする。
 - 4 監事は評議員の中から1名以上とする。

(役員を選任)

第13条 理事は、選挙等により選任又は評議員会の決議により信任される年の12月31日の時点において満70歳未満の評議員の中から評議員会の決議によって選任する。

- 2 監事は、評議員会の決議により選任される年の12月31日の時点において満70歳未満の評議員の中から評議員会の決議によって選任する。
- 3 理事長は、選挙により選任された理事の中から選定する。

- 4 常任理事は、理事長の指名によって理事の中から選定する。
- 5 役員の選出に関し必要な事項はこの定款に定めるもののほかは別に細則に定める。

(理事の職務・権限)

- 第14条 理事長は、この定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 2 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより職務を執行する。
 - 3 常任理事は理事長を補佐し、理事長に不測の事態が生じたときはその職務を代行する。
 - 4 理事長及び常任理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔を開けて2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 2 監事は、財産の状況を監査すること。
 - 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事または監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第17条 理事または監事は、いつでも評議員会の決議によって解任することができる。
- 2 監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - 3 理事長は、理事会の決議によって解任する。

(顧問)

- 第18条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べるることができる。

(報酬等)

- 第19条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第20条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 本会に理事長及びすべての常任理事で構成される常任理事会を置く。

(権限)

第21条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1) 本会の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 理事長の選定及び解任
- 2 常任理事会は、次の職務を行う。
 - 1) 理事会の審議事項の検討
 - 2) 理事会から委任を受けた事項の決定

(招集)

第22条 理事会及び常任理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第24条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合につき、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた時はこの限りでない。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 評議員会

(構成)

第26条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第27条 評議員会は、次の事項を決議する。

- 1) 会費の金額
- 2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 3) 定款の変更
- 4) 理事及び監事の選任または解任
- 5) 解散及び残余財産の処分
- 6) 会員の除名
- 7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- 8) その他、評議員会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

（開催）

第28条 評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第29条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第30条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第31条 評議員会における議決権は評議員1名につき1個とする。

（決議）

第32条 評議員会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - 1) 会員の除名
 - 2) 監事の解任
 - 3) 定款の変更
 - 4) 解散
 - 5) 合併または事業の全部の譲渡
 - 6) その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使）

第33条 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、理事を選出するための投票及び承認の場合以外は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

（議事録）

第34条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

(会員への報告)

第35条 評議員会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に報告する。

第7章 会員総会及び学術集会

(会員総会)

第36条 全会員を対象とする会員総会を年1回開催する。

2 会員総会は、理事長が招集し運営する。

3 会員総会においては、本定款に定める事項その他本会における重要事項を報告する。

(学術集会)

第37条 本会は、第4条第1号に定める事業として、毎年1回、学術集会を開催するものとする。

2 学術集会に、学術集会長を置くことができる。

第8章 会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第39条 本会の財産の管理・運用は、理事長が理事会の議決のもとに行う。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及び収支予算を記載した書類については、理事会の決議を経て、評議員会および会員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、評議員会および会員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配)

第42条 本会は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、理事会の議を経て、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、理事会の議を経て、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に寄付するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、機関誌及び本会のホームページに掲載して行う。

第11章 補則

(細則等への委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営のために必要な細則は、理事会または評議員会の決議により別に定める。

付 則

- 1 この定款は、2016年4月1日から施行された。
- 2 その後の改定の経緯は次の通りである。
2017年3月25日改定
2020年9月6日改定

付 則（令和5年3月18日）

- 1 本定款変更決議がなされた時点において評議員の資格要件を満たさない評議員は、その時点において評議員の地位を失う。
- 2 本定款変更決議がなされた時点における理事の任期は、本定款第16条1項の規定にかかわらず、新たな理事が選任される時までとする。